

○厚生労働省告示第七十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表 第1部～第11部 (略)	第12部 内用補 (8)	別表 第1部～第11部 (略) (新設)	
	品名	規格単位	薬価 円
<u>(ク)</u>	クレセニンカプセル100mg	100mg 1カプセル	4,505.70
<u>(コ)</u>	ゾコーバ錠125mg	125mg 1錠	7,407.40
<u>(カ)</u>	タマリズ錠100mg	100mg 1錠	4,188.00
	タマリズ錠150mg	150mg 1錠	6,226.80
<u>(キ)</u>	パキロビッドパック300	1シート	12,538.60
	パキロビッドパック600	1シート	19,805.50
<u>(ク)</u>	ラジカット内用懸濁液2.1%	2.1% 1ml	2,751.90
<u>(カ)</u>	アークイナーゼ筋注用10000	10,000単位 1瓶	172,931
	アトラーザ皮下注150mgシリンジ	150mg 1ml 1筒	29,295
<u>(イ)</u>	イジユド点滴静注25mg	25mg 1.25ml 1瓶	214,801
	イジユド点滴静注300mg	300mg 15ml 1瓶	2,311,819
<u>(ク)</u>	クレセニン点滴静注用200mg	200mg 1瓶	27,924
<u>(キ)</u>	マンジヤロ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg 0.5ml 1キット	1,924
	マンジヤロ皮下注5mgアテオス	5mg 0.5ml 1キット	3,848
	マンジヤロ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg 0.5ml 1キット	5,772
	マンジヤロ皮下注10mgアテオス	10mg 0.5ml 1キット	7,696
	マンジヤロ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg 0.5ml 1キット	9,620
	マンジヤロ皮下注15mgアテオス	15mg 0.5ml 1キット	11,544
<u>(キ)</u>	モノザデー静注500mg	500mg 5ml 1瓶	6,189
	モノザデー静注1000mg	1,000mg 10ml 1瓶	12,377
<u>(リ)</u>	リタタヨ点滴静注350mg	350mg 7ml 1瓶	450,437
	外用薬品	規格単位	薬価 円

<u>(あ)</u>			
アリドネパッチ27.5mg	27.5mg 1枚	289.80	
アリドネパッチ55mg	55mg 1枚	441.40	
<u>(と)</u>			
トレゾロスト吸入液1.74mg	1.74mg ² .9ml 1管	18,914.20	

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) メトトレキサート製剤 (新設)</p>

附 則

この告示は、令和五年三月十五日から適用する。